明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室並びに交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター）

第百三十一条　管制技術課に、航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室並びに交通管制機械設備調整官一人並びに技術管理センターを置く。

2・3　（略）

4　航空灯火・電気技術室は、管制技術課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通大臣の設置する航空灯火その他の電気施設（航空保安用電気通信施設を除く。）及び昼間障害標識に関すること。

二　航空灯火及び昼間障害標識の設置及び管理の監督に関すること。

三　類似灯火の制限に関すること。

5　航空灯火・電気技術室に、室長を置く。

6　交通管制機械設備調整官は、航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の設置及び管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7～14　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百七十七人以内を置く。

2　（略）

附　則

第一条～第八条　（略）

（航空交渉官の設置期間の特例）

第九条　航空局航空ネットワーク部国際航空課航空交渉官のうち一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報・施工システム研究官） **第二十条の二**　管理調整部に、情報・施工システム研究官一人を置く。 2　情報・施工システム研究官は、次に掲げる事務を整理する。 一　次に掲げる事項の総合調整に関すること。 イ　港湾の利用に係る情報システムに関する調査、研究及び開発に関する事項 ロ　港湾、航路及び港湾に係る海岸並びに空港等の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関する事項に関する調査、研究及び開発に関する事項 ハ　港湾、航路及び港湾に係る海岸並びに空港等の整備及び保全における情報通信技術に関する調査、研究及び開発に関する事項 二～四　（略） （削る）	（港湾情報システム研究官） **第二十条の二**　管理調整部に、港湾情報システム研究官一人を置く。 2　港湾情報システム研究官は次に掲げる事務を整理する。 一　港湾の利用に係る情報システムに関する調査、研究及び開発に関する総合調整に関すること。 二～四　（略） （道路情報研究官） **第四十五条の二**　道路交通研究部に、道路情報研究官一人を置く。 2　道路情報研究官は、道路交通研究部の所掌事務のうち、道路及び道路交通に関する情報の高度利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。
第四十五条の二　（略）	**第四十五条の三**　（略）